

糸島市国土利用計画案 修正予定箇所

①本編 11 ページ「糸島市の将来都市構造図」

「糸島市将来都市構造図（イメージ図）」に修正。

理由：現在策定中の第2次糸島市長期総合計画の修正に合わせて。

②本編 17 ページ「③その他の宅地 ◎現況と課題」

「大規模集客施設などに関しては福岡県の立地ビジョンとの調整を～」を、「大規模な商業施設などに関しては、福岡県都市計画運用方針の大規模集客施設の立地基準との調整を～」に修正する。※31 ページも同様に立地ビジョンの表現を修正する。

理由：福岡県「大規模集客施設の立地ビジョン」は、2016 年「福岡県都市計画運用方針」の策定に伴って、当方針の一部に「大規模集客施設の立地基準」により明確化されたため。

③21 ページ「地域別の市土地利用の基本方向」以降の各エリア図

地区計画は削除し、資料編3 ページの「参考資料3 土地利用構造図（令和12年）」のみに記載する。

理由：エリア図では6つの土地利用区分（農地、宅地等）を基本として掲載するもので、地区計画の表示があると、わかりにくいため。例えば南風台の黄色エリア内に緑地規制などの地区計画があるが、地図上で意味がわかりにくい。

④本編 25 ページ「二丈東部地域 ◎土地利用の基本方針」に以下の文面を追加

「JR筑前深江駅周辺やJR一貴山駅周辺の公共交通軸沿線については、農業や林業との調和を図りながら、駅と一体的な質の高い立地を誘導し、計画的に都市的土地利用への転換を進める。」

理由：二丈地区の駅周辺を中心に計画的な都市機能集約を図るため。